

議案第61号

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うため、本市の個人番号の利用範囲を拡大する必要があるによる。

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年福岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。
別表 6 の項の次に次のように加える。

6 の 2 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--	--

別表 8 の項中「医療保険給付関係情報」を「生活保護関係情報、医療保険給付関係情報」に改め、同表10の項中「生活保護関係情報」を「障害者関係情報、児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表11の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改める。

附 則

この条例中別表 6 の項の次に 1 項を加える改正規定及び同表 8 の項の改正規定は平成29年 4 月 1 日から、同表10の項及び11の項の改正規定は同年 5 月30日から施行する。